

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 1 2 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
報告第10号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
報告第11号	専決処分の報告について（令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号））
議案第18号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第19号	洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について
議案第20号	洞爺湖町営住宅条例の一部改正について
議案第21号	洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について
議案第22号	指定管理者の指定について（中島・湖の森博物館）
議案第23号	指定管理者の指定について（洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場）
議案第24号	財産の取得について（道路維持車両トラック）
議案第25号	令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）
議案第26号	令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第27号	令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議案第28号	令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 宮 崎 泰 人
昭和 年 月 日生

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 五十嵐 優 子
昭和 年 月 日生

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 加賀谷 真由美
昭和 年 月 日生

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町

氏 名 荒 町 美 紀
昭和 年 月 日生

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

工事請負契約の変更

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

専 決 処 分 書

工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年11月28日

洞爺湖町長 下 道 英 明

工事請負契約の変更

工事請負契約を次のように変更する。

令和6年6月19日に議決された議案第6号、工事請負契約の締結について（洞爺地域観光施設解体工事）の工事請負契約工期中「契約の日から令和6年11月29日まで」を「契約の日から令和6年12月19日まで」に改める。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

専 決 処 分 書

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月7日

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 8 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 1 5 8, 6 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第18号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の23.4」を「100分の11.7」に改める。

第5条中「23,000円」を「23,700円」に改める。

第5条の2第1項第1号中「25,000円」を「25,400円」に、同項第2号中「12,500円」を「12,700円」に、同項第3号中「18,750円」を「19,050円」に改める。

第6条中「100分の2」を「100分の2.06」に改める。

第7条中「100分の9」を「100分の4.5」に改める。

第7条の2中「7,000円」を「7,400円」に改める。

第7条の3第1号中「6,000円」を「6,500円」に、同条第2号中「3,000円」を「3,250円」に、同条第3号中「4,500円」を「4,875円」に改める。

第8条中「100分の1.1」を「100分の1.29」に改める。

第9条中「100分の4.9」を「100分の2.5」に改める。

第9条の2中「4, 500円」を「5, 500円」に改める。

第9条の3中「4, 500円」を「5, 000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16, 100円」を「16, 590円」に、同号イ（ア）中「17, 500円」を「17, 780円」に、同号イ（イ）中「8, 750円」を「8, 890円」に、同号イ（ウ）中「13, 125円」を「13, 335円」に、同号ウ中「4, 900円」を「5, 180円」に、同号エ（ア）中「4, 200円」を「4, 550円」に、同号エ（イ）中「2, 100円」を「2, 275円」に、同号エ（ウ）中「3, 150円」を「3, 413円」に、同号オ中「3, 150円」を「3, 850円」に、同号カ中「3, 150円」を「3, 500円」に改め、同項第2号ア中「11, 500円」を「11, 850円」に、同号イ（ア）中「12, 500円」を「12, 700円」に、同号イ（イ）中「6, 250円」を「6, 350円」に、同号イ（ウ）中「9, 375円」を「9, 525円」に、同号ウ中「3, 500円」を「3, 700円」に、同号エ（ア）中「3, 000円」を「3, 250円」に、同号エ（イ）中「1, 500円」を「1, 625円」に、同号エ（ウ）中「2, 250円」を「2, 438円」に、同号オ中「2, 250円」を「2, 750円」に、同号カ中「2, 250円」を「2, 500円」に改め、同項第3号ア中「4, 600円」を「4, 740円」に、同号イ（ア）中「5, 000円」を「5, 080円」に、同号イ（イ）中「2, 500円」を「2, 540円」に、同号イ（ウ）中「3, 750円」を「3, 810円」に、同号ウ中「1, 400円」を「1, 480円」に、同号エ（ア）中「1, 200円」を「1, 300円」に、同号エ（イ）中「600円」を「650円」に、同号エ（ウ）中「900円」を「975円」に、同号オ中「900円」を「1, 100円」に、同号カ中「900円」を「1, 000円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 450円」を「3, 555円」に、同号イ中「5, 750円」を「5, 925円」に、同号ウ中「9, 200円」を「9, 480円」に、同号エ中「11, 500円」を「11, 850円」に改め、同項第2号ア中「1, 050円」を「1, 110円」に、同号イ中「1, 750円」を「1, 850円」に、同号ウ中「2, 800円」を「2, 960円」に、同号エ中「3, 500円」を「3, 700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例

洞爺湖町健康福祉施設条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、洞爺湖町地域交流センター」を削る。

第 2 条の表洞爺湖町地域交流センターの項を削る。

第 7 条第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

洞爺湖町営住宅条例の一部改正について

洞爺湖町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町営住宅条例の一部を改正する条例

洞爺湖町営住宅条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条第 1 号中「あるもの」の次に「。ただし、規則で定める町営住宅についてはこの限りではない。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町洞爺いこいの家条例（平成20年洞爺湖町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「490円」を「500円」に、「4,900円」を「5,000円」に改める。

(洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町一般入浴事業に関する条例（平成21年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「4,900円」を「5,000円」に改める。

(洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第101号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「430円」を「440円」に、「280円」を「290円」に改める。

第6条中「430円」を「440円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに購入した回数券又は入浴券（以下「旧券」という。）は、この条例の規定による 1 回当たりの料金又は入浴料との差額を、旧券とともに当該施設又は入浴施設へ現金で支払うことで使用することができる。

議案第 22 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 有珠郡壮瞥町字中島 2418 林班国有林内
- (2) 名 称 中島・湖の森博物館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 有珠郡壮瞥町字中島
- (2) 名 称 有限会社 洞爺湖汽船商事
- (3) 代表者 代表取締役 大 西 英 生

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

議案第 23 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基き、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町入江 105 番地 2
- (2) 名 称 洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 142 番地
- (2) 名 称 株式会社グリーンステイ洞爺湖
- (3) 代表者 専務取締役 杉 上 繁 雄

3 指定する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

議案第24号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

- 1 取得する財産 道路維持車両トラック
- 2 数 量 1台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 取得価格 14,721,700円
(うち消費税及び地方消費税の額1,330,000円)
- 5 取得先 登別市大和町1丁目12番地
UDトラックス北海道株式会社 室蘭支店
支店長 藤 盛 和 仁

議案第25号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,219,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		881,322	10,911	892,233
	1. 総 務 管 理 費	848,823	4,817	853,640
	3. 戸籍住民基本台帳費	16,894	6,094	22,988
3. 民 生 費		1,786,046	△ 10,474	1,775,572
	1. 社 会 福 祉 費	1,183,480	△ 18,984	1,164,496
	4. 児 童 福 祉 費	177,100	4,804	181,904
	5. 保 育 所 費	213,643	3,706	217,349
4. 衛 生 費		898,111	2,707	900,818
	1. 保 健 衛 生 費	228,717	3,407	232,124
	4. 清 掃 費	634,304	△ 700	633,604
7. 商 工 費		326,269	13,821	340,090
	2. 観 光 費	269,330	13,821	283,151
8. 土 木 費		1,062,113	6,922	1,069,035
	2. 道 路 橋 梁 費	376,763	2,722	379,485
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	256,192	4,200	260,392
10. 教 育 費		435,367	6,021	441,388
	1. 教 育 総 務 費	128,581	2,395	130,976
	2. 小 学 校 費	80,875	0	80,875
	3. 中 学 校 費	63,607	2,100	65,707
	4. 社 会 教 育 費	72,260	307	72,567
	5. 保 健 体 育 費	90,044	1,219	91,263
13. 予 備 費		25,845	30,770	56,615
	1. 予 備 費	25,845	30,770	56,615
歳 出 合 計		8,158,671	60,678	8,219,349

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中 島 ・ 湖 の 森 博 物 館 管 理 業 務 に 係 る 指 定 管 理 料	自 令和7年度 至 令和11年度	5,000千円
洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場 管 理 業 務 に 係 る 指 定 管 理 料	自 令和7年度 至 令和9年度	8,880千円

議案第26号

令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	311,882	0	311,882
第1項 営業費用	295,783	200	295,983
第2項 営業外費用	10,936	0	10,936
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	5,162	△200	4,962

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第27号

令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	88,176	0	88,176
第1項 営業費用	80,827	700	81,527
第2項 営業外費用	4,354	0	4,354
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	2,994	△700	2,294

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,243千円は、過年度損益勘定留保資金6,030千円、当年度損益勘定留保資金16,113千円、当年度未処分利益剰余金2,701千円、繰越利益剰余金5,399千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

〈収入〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	40,100	3,000	43,100
第1項 企業債	40,100	0	40,100
第2項 他会計補助金	0	3,000	3,000

第4条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「23,800千円」を「26,800千円」に改める。

第5条 予算第10条の次に次の1条を加える。

（繰越利益剰余金の処分）

第11条 繰越利益剰余金のうち5,399千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てん 5,399千円

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第 28 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支 出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 下水道事業費用	593,433	0	593,433
第 1 項 営業費用	569,159	0	569,159
第 2 項 営業外費用	20,381	828	21,209
第 3 項 特別損失	1	0	1
第 4 項 予備費	3,892	△828	3,064

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 119,836 千円は、過年度損益勘定留保資金 54,517 千円、当年度損益勘定留保資金 65,319 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	283,374	△72,716	210,658
第 1 項 企業債	75,500	△35,700	39,800
第 2 項 他会計補助金	112,272	0	112,272
第 3 項 国庫補助金	95,600	△37,070	58,530
第 4 項 負担金等	2	54	56

(支 出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	403,034	△72,540	330,494
第 1 項 企業債償還金	213,034	200	213,234
第 2 項 建設改良費	190,000	△72,740	117,260

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(変 更)

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共 下水道 事業	73,400	普通 貸借 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又は その他資金とし、その 融資条件によ る。ただし、町財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることができる。	37,700	同左		

令和6年12月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明